



埼玉県報

第2195号

平成22年6月25日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [総務事務システムに係る審査確認業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [埼玉県業者情報管理システム機能修正業務委託の随意契約に関する公示\(入札審査課\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道終末処理場5号汚泥焼却炉機械設備工事に係る入札公告\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設\(第二工場\)整備事業に係る環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [保育士登録申請手数料等の徴収事務委託に係る告示\(子育て支援課\)](#)
- [クリーニング業法第八条の二第一項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定に基づく業務従事者の講習の指定\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)

- [宅地建物取引業者の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [県道熊谷児玉線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷児玉線の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道飯積向古河線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センターの寝具賃貸借に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの基準寝具類賃貸借に関する入札告示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターの寝具類及び肌着、おむつ類賃貸借に関する入札告示\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人危険管理士会
- 三 代表者の氏名
江木 紀彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市中青木三丁目九番一―二―二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、リスクマネジメント手法に基づく環境配慮活動の普及・啓発を通じて安全で安心できる循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スリーピース
- 三 代表者の氏名
館野 薫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市北越谷二丁目十一番十九号プラザ・ドウ・オンワード一〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、カンボジアの青少年に対して、日本の文化の理解と日本語教育の普及又、日本の自然環境保護活動を紹介してカンボジアの自然環境、保護を啓発する。更に、日本の食生活をも紹介してカンボジアの食の安全を含む心身の健康増進を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人加治丘陵山林管理グループ
- 三 代表者の氏名
清水 徳三
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市大字仏子千三百九十七番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、入間市の森林を主な対象とし、人と自然とのふれあいの場として共有するため、山林活用を進めながら環境整備に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アート体験協会
- 三 代表者の氏名
小林 晃一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市大字幸手三六三七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幼児から高齢者に対しアート体験を行い、芸術活動を通して特色あるまちづくりを推進するとともに、アート文化の交流と振興を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年9月1日(水)から平成23年9月30日(金)まで。ただし、平成23年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 国又は他の地方公共団体での類似業務の受注実績があること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター旅費事務担当 田口、高橋 電話048-830-2385(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月5日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月4日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月4日(水)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成22年8月5日(木)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年7月20日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年7月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Subcontracting of substitute input for the travel expense system.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., August 5, 2010

By registered mail or in person: 5:00 p.m., August 4, 2010

(3) Contact Information

Travel Expense Group, Computerized Administrative Center
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2385

告 示

埼玉県告示第九百十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年9月1日(水)から平成23年9月30日(金)まで。ただし、平成23年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 国又は他の地方公共団体での類似業務の受注実績がある者であること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 岩崎 電話048-830-2394（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月5日（木）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月4日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月4日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成22年8月5日（木）午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年7月20日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年7月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Comparing and verifying data processed by the Computerized Administrative System with relevant documents.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., August 5, 2010

By registered mail or in person: 5:00 p.m., August 4, 2010

(3) Contact Information

First Verification Group, Computerized Administrative Center
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2394 E-mail: a2375-09@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第九百十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県業者情報管理システム機能修正業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課建設情報システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年5月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額

94,920,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 加藤孝夫

1 工事概要等

(1) 工事名

荒川左岸南部流域下水道終末処理場 5 号汚泥焼却炉機械設備工事

(2) 工事場所

埼玉県戸田市大字美女木地内

(3) 工期

契約確定の日から平成25年 3 月29日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 内容

流動床式汚泥焼却炉に係る機械設備の機器製作及び据付工事

イ 規模

処理能力 200トン/日

(6) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

平成22年 6 月25日（金）から平成22年 8 月 5 日（木）まで

2 落札者の決定方法

本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成22年 8 月 2 日（月）午前 9 時から平成22年 8 月 5 日（木）午後 5 時まで

(2) 開札日時

平成22年8月6日(金)午前10時

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体企業であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)第168条の規定により埼玉県下水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 平成20年度及び平成21年度に完成した埼玉県発注工事のうち機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

ク 機械器具設置工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記イ(ウ)ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成21・22年度埼玉

県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(2) 施工実績

契約の締結日にかかわらず、平成12年4月1日から公告日までの間に、下水道終末処理場又は浄水場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るものに限る。）における焼却処理能力25トン/日以上流動床式汚泥焼却炉機械設備の新設又は更新工事を元請けとして完成させた実績を有すること。

ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(3) 配置予定技術者

ア 機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有し、下水道終末処理場又は浄水場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るものに限る。）における流動床式汚泥焼却炉機械設備の新設又は更新工事に全工期（準備期間、後片付け期間又は機器等の工場製作期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

なお、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

ウ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の完成検査終了後の後片付け期間と他工事の準備期間である場合又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒

常的な雇用関係にあること。

5 入札参加資格の有無の確認

本件入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。併せて、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出受付期間及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743

イ 提出受付期間

平成22年6月28日（月）午前9時から平成22年7月13日（火）午後5時まで（この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書、確認資料及び添付資料は、無効とする。）

ウ 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステム（システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により平成22年7月23日（金）に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成22年7月20日（火）にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年7月29日（木）午後3時まで上記(1)アの提出先に郵送又は宅配便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、システム（システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することができない。

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻 8 丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南
部下水道事務所設備担当 電話048-861-2051 ファクシミリ048-861-2056

イ 受付期間

平成22年 6 月25日（金）午前 9 時から平成22年 7 月13日（火）午後 5 時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成22年 8 月 6 日（金）までに郵送等により上記(1)アの場所に返却すること。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入
札執行課大規模工事担当

(2) 受付期間

平成22年 7 月 7 日（水）午前 9 時から午後 3 時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成22年 7 月 9 日（金）からシステム上に掲示する。
システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答する。

8 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入
札執行課大規模工事担当

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記 3 (1)のとおり。

9 現場説明会

開催しない。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きを実施して落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(エ) 所定のものと異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(オ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提

出した者がした入札

(カ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
イ 次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

(7) 入札者の押印のない入札書による入札

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札

(キ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

11 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請業者との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。）。

12 支払条件

(1) 前金払

する（その金額は、契約金額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。）ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40パーセント以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。）ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本件入札は入札ポンド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱

いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号又は第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

(ア) 提出先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 電話048-861-2051 ファクシミリ
048-861-2056

(イ) 依頼書提出期間

平成22年6月25日（金）午前9時から平成22年8月2日（月）午後5時まで

ウ 納付期限

平成22年8月5日（木）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ
048-830-4915

(イ) 提出期限

平成22年8月5日（木）午後5時まで

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参（下記(ア) c にあっては、郵送又は宅配便）により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(ア) c にあつては、保証金額）と同額とする。

(ア) 対象となる有価証券

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

(イ) 提出先

上記(ア) a 及び(ア) b については、13(2)イ(ア)の提出先に、上記(ア) c については、13(2)エ(ア)に示す提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

なお、上記(ア) c については電話で着信確認を行うこと。

(ウ) 提出期限

平成22年 8 月 5 日（木）午後 5 時まで

カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

(イ) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の者が納付した入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。

また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

ク 入札保証又は入札保証保険の期間は以下の期間を含むこと。

入札書提出日から平成22年 9 月30日まで

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第 153 条第 2 項第 3 号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に 1 円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。

(7) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(7) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置又は埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者は、本契約を締結することができない(契約辞退を申し出るものとする。)。

(7) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(8) この公告に関する問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ048-830-4915

14 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction of incinerator for sludge disposal from the Fifth Sewage

Treatment Plant of the Arakawa Left Bank Southern District Regional
Sewage System

(2) Deadline for Submissions

By electronic bidding system and registered mail: between 9:00 am,
Monday, August 2 and 5:00 pm, Thursday, August 5, 2010.

(3) Contact Information

Bidding Enforcement Division (Large Scale Construction), General
Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2743

告 示

埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青空のもと東京湾ベイエリアやレイクタウン大相模調節池での体験セーリングや体験カヌーを楽しむ会

三 代表者の氏名

福田 幸夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東岸町五番一号

五 定款に記載された目的

海のない埼玉県および近郊に在住する壮年の世代に対し、マリンスポーツを楽しむ機会を提供する。これを通して、友人の輪の拡大、自己実現、生き甲斐の重視や充実などを目指す。この法人は二名以上三名以下の家族や親友などのグループに対して余暇の楽しみ方について提案を行い、また活動実施にあたってはその技術指導を含む総合コーディネーションを行うことにより、野外活動を中心とした文化・芸術・スポーツの振興、海上環境の保全あわせて国際協力活動に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、草加市から草加市の区域内において行われる東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設（第二工場）整備事業に係る環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

草加市環境課

草加市廃棄物資源課（環境業務センター内）

八潮市環境リサイクル課

越谷市環境保全課

三郷市瑞沼市民センター（一階事務室前）

吉川市環境課

二 縦覧の期間

平成二十二年六月二十八日（月）から同年七月十二日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

告示

埼玉県告示第九百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上田清司

| 手数料 | 受託者の住所、名称及び代表者の氏名 | 委託期間 |
|--|---|----------------------------|
| 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第二号、第三号及び第四号に規定する手数料 | 東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 石井 哲夫 | 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで |

告 示

埼玉県告示第九百十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十二年九月十九日

川越市今福千二百九十五番地二

川越南文化会館

ロ 平成二十二年十月二十四日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

ハ 平成二十二年十一月二十一日

さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十二年十月五日

春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成二十二年十一月十一日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告示

埼玉県告示第九百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

加須市大門町二十番五十八号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五八四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五四四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 三箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 二箇所

ハ 変更年月日

平成二十三年二月十一日

二 届出年月日

平成二十二年六月十一日

二 縦覧期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年十月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年十月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松本ビル

南埼玉郡宮代町本田五丁目五番十九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（但し年間六十日は午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（但し年間六十日は午前八時三十分）から午後九

時三十分

（変更後）午前八時四十五分から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十二年七月十六日

二 届出年月日

平成二十二年六月十五日

二 縦覧期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年十月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年十月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十号

告 示

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 土砂災害警戒区域

| | | |
|-------------|--------------------------------|---------------------|
| 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 天神山 | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 楊井 | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中谷（左） | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中谷（右） | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 成沢（左） | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 成沢（右） | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北谷 | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 賢木岡西―2 | 中谷―2 (右) | 中谷―2 | 中谷―2 (左) | 中谷―1 (右) | 中谷―1 (左) | 山中 | 平塚新田 |
| 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
| 急傾斜地の崩壊 |

二 土砂災害特別警戒区域

| | | | | |
|---------------------------------------|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 天神山 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
| 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。 |

| | | | |
|-----------------|--|----------------|--|
| | <p>所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> | | <p>所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| <p>中谷―1 (左)</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| <p>中谷―1 (右)</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| <p>中谷―2 (左)</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| <p>中谷―2 (右)</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| <p>賢木岡西―2</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> | <p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び熊谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> |

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定により、次の表の上覧に掲げる宅地建物取引業者に対し、平成二十二年六月十八日付けで同表下欄のとおり処分した。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 宅地建物取引業者 | | 処分の内容 | |
|----------------|-------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 商号又は名称 | 氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 主たる事務所の所在地 | |
| 有限会社 イーホー産業 | 梅 邑 孝一 | 所沢市久米六〇三ー一 アスカビル四〇五 | 平成二十二年七月五日 から二十七日間の業務 の全部停止 |

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十二年六月二十一日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

パナホーム株式会社埼玉支社一級建築士事務所

埼玉県さいたま市北区宮原町二 一四

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

パナホーム株式会社埼玉支社

三木 由紀郎

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（二）八二七一号

六 監督処分の内容

事務所の閉鎖一月（平成二十二年七月一日から平成二十二年七月三十一日）

七 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士及び建築士事務所に所属する建築士が建築士法

第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたため

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年1月1日(土)から平成27年12月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-830-0110 内線 2245 ファ
クシミリ 048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月6日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月5日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月6日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年8月6日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年7月30日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年7月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of terminal device for police network access etc.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., august 6,2010 By mail;5:00p.m.,august 5,2010 In person;10:30 p.m., august 6,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷児玉線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|----------|------------------------------------|-------------------------|
| 塚七九一番地まで | 児玉郡美里町大字関字庚申塚七九 一番地から同郡同町大字関字庚申 | 区 間 |
| 一七・三〇 | 一四・四〇 | 敷地の幅員 (メートル) 八・六〇 |
| | 一四・二〇 | 延長 (メートル) 四九・二〇 |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福島 浩之

| | |
|---------|---|
| 路線名 | 熊谷児玉線 |
| 供用開始の区間 | 児玉郡美里町大字関字庚申塚七九一番地から同郡同町大字関字庚申塚七九一番地まで |
| 供用開始の期日 | 平成二十二年六月二十五日 |
| 備考 | 平成二十二年六月二十五日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九・二〇メートル |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯積向古河線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|------------------|------------------------|-----------------|
| 同市栄八一二番三 地先まで | 加須市栄八〇七番二 地先から | 区 間 |
| 一三・〇〇〇 二六・〇〇〇 | 六・五〇〇 七・〇〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一五・〇〇〇 | | 延長 (メートル) |
| | 地方特定道路(改築) 備工事による拡幅 | 備 考 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年五月二十五日

指令川建セ第二一 八七一号

二 検査済証番号

平成二十二年六月二十一日

川建セ第二二 三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字大沼一七二七 二、一七二七 五、一七二七 四一、

一七二七 四二、一七二七 四三、一七二八 二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市青木三 二一 一一

有限会社 竹島合成工業所 代表取締役 竹島 哲

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年四月二十八日

指令川建セ第二一〇一三五一号

二 検査済証番号

平成二十二年六月二十三日

川建セ第二二〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字葛貫字本宿五六四番、五六五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市南町二番九号

株式会社 恩田商店 代表取締役 恩田義雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年二月二十四日

指令川建セ第二一 一四四 号

二 検査済証番号

平成二十二年六月二十三日

川建セ第二二 三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字唐子二四一九番二、二四一九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市神明町二丁目一 番九号

岡野 良知

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十一年一月七日

指令杉整第二〇〇一四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月二十三日

越建セ第一〇〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字山崎八九一 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字山崎八九一 一

小野 幸子

告 示

埼玉県病院事業告示第七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター寝具賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成22年10月1日(金)から平成25年9月30日(月)まで。

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札の方法

「埼玉県電子入札システム」(以下「システム」という。)により行う。

ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力、又は記載すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513-1号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97-1号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(5) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA級に格付けされ、「寝具類」に申請登録している者であること。

(6) 過去5年以内に、病床数200床以上の病院において、寝具類賃貸借業務を1年

間以上誠実の履行した実績があること。

- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合する者であること。
- (8) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省通知）第3の8(2)及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省通知）別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。

4 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

システムにて確認申請すること。ただし、システムを利用できない者は、次の場所において紙媒体で交付を受け（事前に電話により連絡すること。）、同場所に郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

〒360-0105

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 事務局業務部用度担当 清水

電話 048-536-9900 FAX 048-536-9920

E-mail k369900@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出受付期間

ア システムにて提出する場合

平成22年6月25日（金）午前10時から

平成22年7月5日（月）午後3時まで（必着）

イ 郵送にて提出する場合

平成22年6月25日（金）午前10時から

平成22年7月2日（金）午後3時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書は無効とする。）

(3) 資格審査書類

資格審査に係る次の書類を(1)の場所へ郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 入札参加資格を満たしている旨の誓約書

イ 申請者が、法人にあっては登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書、個人にあっては住民票の写し（申請者本人のもので本籍、続柄の記入は要しない。）

ウ 3(6)に規定する業務実績を有することを証する書類（契約書の写し等）

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格審査申請書をシステムにより提出した場合はシステムにより、郵送により提出した場合はファクシミリにより、平成22年7月12日（月）に通知する。ただし、入札参加資格がない場合は、電話にても通知する。

(5) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年7月14日（水）午

後3時(必着)までに4(1)の場所に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はファクシミリにより通知する。

5 入札説明書及び仕様書の入手方法及び入手時期

(1) 入手方法

ア システムから下記の手順によりダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者は、4(1)の場所で紙媒体による貸与を行う。

(事前に電話により連絡をすること。)

(ア) 埼玉県ホームページを開く

(イ) 「申請・手続・入札・調達」メニューから「電子入札総合案内」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)の「2:システム入口」メニューから「ここをクリックしてください!」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「病院局」を選択する。

(キ) 課所名は「循環器・呼吸器病センター」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(サ) 本入札のいずれか案件を選択する。

(2) 入手期間

平成22年6月25日(金)午前10時から

平成22年7月5日(月)午後3時まで

6 入札説明会

開催しない。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。なお、用度担当あてであることを明記すること。

(1) 受付期間

平成22年7月14日(水)午前10時から

平成22年7月14日(水)午後3時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成22年7月15日(木)午後3時以降に入札参加者全員にファクシミリにて送付する。

8 入札書の受付期間及び開札に関する事項

(1) 入札書受付

システムにより提出すること。ただし、システムによる提出ができない場合は4(1)の場所に郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札書受付期間

ア システムにて提出する場合

平成22年7月30日(金)午前9時から

平成22年 8 月 5 日（木）午後 3 時まで（必着）

イ 郵送にて提出する場合

平成22年 7 月30日（金）午前 9 時から

平成22年 8 月 4 日（水）午後 3 時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札書は無効とする。）

(3) 開札の日時

平成22年 8 月 6 日（金）午前10時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 開札はシステムにより行うため、立会は不要とする。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札に参加する者の数が 1 人であっても入札を執行する。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は 1 回とする。

8 (2)イにより郵送で入札に参加した場合において、入札書が 1 通のみの場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第 4 号。以下「財務規程」という。）第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

11 入札を無効とし、又は入札参加資格を失うこととなる事項

次に掲げる入札書は、無効とする。

(1) この公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書

- (2) 財務規程第139条の規定に該当する入札書
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書
- (5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものと異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書
- (6) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者の提出した入札書
- (7) 郵便により提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入札者の押印のない入札書
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - オ 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

12 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

13 代行保証人

契約の相手方は、契約に当たって、代行保証人を附するものとする。

なお、代行保証人は、落札者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。

14 契約書作成の要否

要

15 その他

契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

16 Summary

(1) Nature of Services Required:

Rental and laundry services for hospital bedding for Saitama
Cardiovascular and Respiratory Center.

(2) Deadline for Submission:

By the electronic tender system: by 3:00 p.m., August 5, 2010
By registered mail: by 3:00 p.m., August 4, 2010

(3) Contact Information

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama
Cardiovascular and Respiratory Center
Itai 1696, Kumagaya-shi, Saitama-ken 360-0105
Tel: 048-536-9900
Fax: 048-536-9920

E-mail:k369900@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンター基準寝具類賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成22年10月1日(金)から平成25年9月30日(月)まで。

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター

(5) 入札の方法

「埼玉県電子入札システム」(以下「システム」という。)により行う。

ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力、又は記載すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513-1号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97-1号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(5) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA級に格付けされ、「寝具類」に申請登録している者であること。

(6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14に定める基準に適合

する者であること。

- (7) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省通知）第3の8(2)及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省通知）別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。

4 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

システムにて確認申請すること。ただし、システムを利用できない者は、次の場所において紙媒体で交付を受け（事前に電話により連絡すること。）、同場所に郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 西村

電話 048-722-1111 FAX 048-722-1129

電子メール n221111@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出受付期間

ア システムにて提出する場合

平成22年6月25日（金）午前10時から

平成22年7月5日（月）午後3時まで（必着）

イ 郵送にて提出する場合

平成22年6月25日（金）午前10時から

平成22年7月2日（金）午後3時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書は無効とする。）

(3) 資格審査書類

資格審査に係る次の書類を(1)の場所へ郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 入札参加資格を満たしている旨の誓約書

イ 申請者が、法人にあっては登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書、個人にあっては住民票の写し（申請者本人のもので本籍、続柄の記入は要しない。）

ウ 3(6)に規定する業務実績を有することを証する書類（契約書の写し等）

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格審査申請書をシステムにより提出した場合はシステムにより、郵送により提出した場合はファクシミリにより、平成22年7月12日（月）に通知する。ただし、入札参加資格がない場合は、電話にても通知する。

(5) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年7月14日（水）午後3時（必着）までに4(1)の場所に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はファクシミリにより通知する。

5 入札説明書及び仕様書の入手方法及び入手時期

(1) 入手方法

ア システムから下記の手順によりダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者は、4(1)の場所で紙媒体による貸与を行う。

(事前に電話により連絡をすること。)

(ア) 埼玉県ホームページを開く

(イ) 「申請・手続・入札・調達」メニューから「電子入札総合案内」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)の「2:システム入口」メニューから「ここをクリックしてください!」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「病院局」を選択する。

(キ) 課所名は「がんセンター」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(サ) 本入札のいずれか案件を選択する。

(2) 入手期間

平成22年6月25日(金)午前10時から

平成22年7月5日(月)午後3時まで

6 入札説明会

開催しない。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。なお、管財担当あてであることを明記すること。

(1) 受付期間

平成22年7月14日(水)午前10時から

平成22年7月14日(水)午後3時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成22年7月15日(木)午後3時以降に情報公開システムの発注図書ファイルに掲示する。また、システムを利用しない入札参加者全員にファクシミリにて送付する。

8 入札書の受付期間及び開札に関する事項

(1) 入札書受付

システムにより提出すること。ただし、システムによる提出ができない場合は4(1)の場所に郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札書受付期間

ア システムにて提出する場合

平成22年7月30日(金)午前9時から

平成22年8月5日(木)午後3時まで(必着)

イ 郵送にて提出する場合

平成22年7月30日（金）午前9時から

平成22年8月4日（水）午後3時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札書は無効とする。）

(3) 開札の日時

平成22年8月6日（金）午前10時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 開札はシステムにより行うため、立会は不要とする。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札に参加する者の数が1人であっても入札を執行する。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は1回とする。

8(2)イにより郵送で入札に参加した場合において、入札書が1通のみの場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

11 入札を無効とし、又は入札参加資格を失うこととなる事項

次に掲げる入札書は、無効とする。

(1) この公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書

(2) 財務規程第139条の規定に該当する入札書

- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書
- (5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものと異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書
- (6) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者の提出した入札書
- (7) 郵便により提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入札者の押印のない入札書
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - オ 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

12 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

13 代行保証人

契約の相手方は、契約に当たって、代行保証人を附するものとする。

なお、代行保証人は、落札者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。

14 契約書作成の要否

要

15 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

16 Summary

(1) Nature of Services Required:

Linen supply rental service for hospital bedding for Saitama Cancer Center.

(2) Deadline for Submission:

By the electronic tender system: by 3:00 p.m., August 5, 2010

By registered mail: by 3:00 p.m., August 4, 2010

(3) Contact Information

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama Cancer Center

Komuro 818, Ina-machi, Saitama-ken 362-0806

Tel: 048-722-1111

Fax: 048-758-1129

E-mail: n221111@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立小児医療センター寝具類及び肌着、おむつ類賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成22年10月1日(金)から平成25年9月30日(月)まで。

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札の方法

「埼玉県電子入札システム」(以下「システム」という。)により行う。

ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力、又は記載すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513-1号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97-1号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(5) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA級に格付けされ、「寝具類」に申請登録している者であること。

(6) 過去5年以内に、病床数200床以上の病院において、寝具類賃貸借業務を1年

間以上誠実の履行した実績があること。

- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合する者であること。
- (8) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省通知）第3の8(2)及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省通知）別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。

4 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

システムにて確認申請すること。ただし、システムを利用できない者は、次の場所において紙媒体で交付を受け（事前に電話により連絡すること。）、同場所に郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

〒339-8551

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター 事務局管理部管財担当 天笠

電話 048-758-1820(直通) FAX 048-758-1818

電子メール n581811@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出受付期間

ア システムにて提出する場合

平成22年6月25日（金）午前10時から

平成22年7月5日（月）午後3時まで（必着）

イ 郵送にて提出する場合

平成22年6月25日（金）午前10時から

平成22年7月2日（金）午後3時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書は無効とする。）

(3) 資格審査書類

資格審査に係る次の書類を(1)の場所へ郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 入札参加資格を満たしている旨の誓約書

イ 申請者が、法人にあっては登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書、個人にあっては住民票の写し（申請者本人のもので本籍、続柄の記入は要しない。）

ウ 3(6)に規定する業務実績を有することを証する書類（契約書の写し等）

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格審査申請書をシステムにより提出した場合はシステムにより、郵送により提出した場合はファクシミリにより、平成22年7月12日（月）に通知する。ただし、入札参加資格がない場合は、電話にても通知する。

(5) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年7月14日（水）午

後3時(必着)までに4(1)の場所に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はファクシミリにより通知する。

5 入札説明書及び仕様書の入手方法及び入手時期

(1) 入手方法

ア システムから下記の手順によりダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者は、4(1)の場所で紙媒体による貸与を行う。

(事前に電話により連絡をすること。)

(ア) 埼玉県ホームページを開く

(イ) 「申請・手続・入札・調達」メニューから「電子入札総合案内」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)の「2:システム入口」メニューから「ここをクリックしてください!」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「病院局」を選択する。

(キ) 課所名は「小児医療センター」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(サ) 本入札のいずれか案件を選択する。

(2) 入手期間

平成22年6月25日(金)午前10時から

平成22年7月5日(月)午後3時まで

6 入札説明会

開催しない。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子メール又はファクシミリにより4(1)の場所へ提出すること。

(1) 受付期間

平成22年7月14日(水)午前10時から

平成22年7月14日(水)午後3時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成22年7月15日(木)午後3時以降に入札参加者全員にファクシミリにて送付する。

8 入札書の受付期間及び開札に関する事項

(1) 入札書受付

システムにより提出すること。ただし、システムによる提出ができない場合は4(1)の場所に郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札書受付期間

ア システムにて提出する場合

平成22年7月30日(金)午前9時から

平成22年 8 月 5 日（木）午後 3 時まで（必着）

イ 郵送にて提出する場合

平成22年 7 月30日（金）午前 9 時から

平成22年 8 月 4 日（水）午後 3 時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札書は無効とする。）

(3) 開札の日時

平成22年 8 月 6 日（金）午前10時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 開札はシステムにより行うため、立会は不要とする。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札に参加する者の数が 1 人であっても入札を執行する。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は 1 回とする。

8 (2)イにより郵送で入札に参加した場合において、入札書が 1 通のみの場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第 4 号。以下「財務規程」という。）第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

11 入札を無効とし、又は入札参加資格を失うこととなる事項

次に掲げる入札書は、無効とする。

(1) この公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書

- (2) 財務規程第139条の規定に該当する入札書
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書
- (5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものと異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書
- (6) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者の提出した入札書
- (7) 郵便により提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入札者の押印のない入札書
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - オ 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

12 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

13 代行保証人

契約の相手方は、契約に当たって、代行保証人を附するものとする。

なお、代行保証人は、落札者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。

14 契約書作成の要否

要

15 その他

契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

16 Summary

(1) Nature of Services Required:

Rental and laundry services for hospital bedding, gowns and diapers for Saitama Children's Medical Center.

(2) Deadline for Submission:

By the electronic tender system: by 3:00 p.m., August 5, 2010

By registered mail: by 3:00 p.m., August 4, 2010

(3) Contact Information

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama Children's Medical Center

Magome 2100, Iwatuki-ku, Saitama-shi Saitama-ken 339-8551

Tel: 048-758-1820

Fax: 048-758-1818

E-mail:n581811@pref.saitama.lg.jp